

平成22年7月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(ネ)第2205号 不当利得返還請求控訴事件

(原審・東京地方裁判所平成21年(ワ)第19602号)

口頭弁論終結日 平成22年5月27日

判 決

東京都千代田区大手町1丁目2番4号

控 訴 人 プロミス株式会社

同代表者代表取締役 久 保 健

同訴訟代理人弁護士

被 控 訴 人

同訴訟代理人弁護士 村 上 一 也

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1, 2審を通じ、被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

主文同旨

第2 事案の概要等

- 1 本件は、被控訴人が、平成18年法律第115号による改正前の貸金業法(同法による改正前の題名は「貸金業の規制等に関する法律」。以下「貸金

東京高等裁判所

業法」という。) 3条所定の登録を受けて貸金業を営む控訴人との間で反復継続して行った金銭消費貸借取引, 及び当初は貸金業法3条所定の登録を受けて貸金業を営む株式会社クオークローン (以下「クオークローン」という。) との間で, その後クオークローンの取引上の地位を引き継いだ控訴人との間で反復継続して行った金銭消費貸借取引について, 控訴人及びクオークローンに対する弁済金のうち平成18年法律第115号による改正前の利息制限法 (以下「利息制限法」という。) 1条1項所定の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると, 過払金が発生していると主張して, 不当利得返還請求権に基づき, 控訴人に対し, 過払金268万4268円と既発生利息5万5946円の合計274万0214円及び過払金元金268万4268円に対する取引終了の日の後である平成21年6月12日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める事案である。

原判決は, 被控訴人の請求は全部理由があるとしてこれを認容した。控訴人は, これを不服として控訴した。

2 争いのない事実等及び争点は, 次のとおり補正し, 3のとおり当審における当事者の主張を加えるほかは, 原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要等」の1及び2 (原判決2頁5行目から8頁6行目まで) に記載のとおりであるから, これを引用する。

(1) 原判決2頁8行目から13行目までを次のとおり改める。

「(1) クオークローンは貸金業法3条所定の登録を受けて貸金業を営む貸金業者であり, 同じく同条所定の登録を受けて貸金業を営む貸金業者である控訴人の100%子会社である。クオークローンは, 平成19年12月1日に株式会社タンポートに商号変更し, 更に平成21年5月1日に商号変更をして株式会社クラヴィスとなった (甲B4, 5, 20)。」

(2) 原判決2頁20行目の「クラヴィスの前身となる貸金業者」を「クオーク

ローン」に改める。

- (3) 上記引用部分中の各「クラヴィス」をいずれも「クオークローン」に改める（ただし、上記補正部分を除く。）。

3 当審における当事者の主張

(1) 控訴人

ア 被控訴人は、クオークローンの約定債務を完済し、控訴人へ契約を切り替えたものであって、債権譲渡ないし契約上の地位の移転ではなく、本件取引2は一連一体のものではない。

イ 本件業務提携契約には、過払金返還債務につきクオークローン（債務者）と控訴人（引受人）との間で締結されるべき併存的債務引受の条項があり、これは第三者のためにする契約であると解されるところ、被控訴人の受益の意思表示と認められる本件訴訟の提起（平成21年6月11日）の前に控訴人と株式会社タンポートの間で上記併存的債務引受の条項は変更されたから、控訴人の過払金返還債務の併存的債務引受は消滅している。

ウ 被控訴人の受益の意思表示に関する主張は争う。

(2) 被控訴人

被控訴人は、平成19年7月27日に契約切替えに応じることにより、控訴人の併存的債務引受に対する受益の意思表示をしたものである。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、被控訴人の本件請求は全部理由があると判断するところ、その理由は、次のとおり補正し、2のとおり当審における当事者の主張に対する判断を加えるほかは、原判決が「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1及び2（原判決8頁8行目から11頁7行目まで）に説示するところと同一であるから、これをここに引用する。

- (1) 原判決8頁19行目から10頁14行目までを次のとおり改める。

「(2) 甲B第13, 第17号証, 乙第1, 第4, 第5号証によれば, ①控

訴人とクオークローンは、平成19年6月18日、控訴人、クオークローン及びサンライフ株式会社の3社間で締結された「プロミスグループ国内金融子会社再編における基本合意書」で定める債権移行に伴う切替契約（本件業務提携契約において「控訴人とクオークローンの顧客との間で締結される、控訴人が取り扱う極度貸付基本契約を含む消費者向け無担保ローンに関する契約」を「切替契約」と呼称しており、以下このとおりに用いる。）の実施に当たり、クオークローンの顧客の利益の保護を図るとともに、切替契約に係る業務を潤滑に推進することを目的とする本件業務提携契約を締結したこと、②本件業務提携契約において、クオークローンが契約顧客（本件業務提携契約において「控訴人との間で切替契約を締結したクオークローンの顧客」を「契約顧客」と呼称しており、以下このとおりに用いる。）に対して負担する利息返還債務及び当該利息返還債務に付帯して発生する経過利息の支払債務その他クオークローンが契約顧客に対して負担する一切の債務について、控訴人・クオークローン双方が連帯してその責を負うものとし、これにより生じた控訴人とクオークローンとの連帯債務における両者の負担割合は、控訴人は0割、クオークローンは10割とする旨の条項（以下「本件債務引受条項」という。）が定められたこと、③被控訴人は、上記のとおり平成9年3月3日からクオークローンとの間で継続的な金銭消費貸借取引を行っていたが、平成19年7月27日、控訴人から本件業務提携契約に基づく切替契約締結の勧誘を受けて控訴人との間で切替契約を締結し、当時のクオークローンに対する約定債務の額である49万7825円を控訴人が被控訴人に代行してクオークローンに振り込む旨の残高確認書兼振込代行申込書を作成したこと、④上記切替契約に基づく被控訴人に対する上記金額の貸付けとして、控訴人が上記金額をクオークローンの口座に振り込む処理が行われたこと、⑤以後、切替契約に基づく被控訴人と控訴人との間の継続的な金銭消費貸借取引が行われたことを認めることができ、以上の事実によれば、本件債務引受

条項は、控訴人が、クオークローンが契約顧客に対して負担する過払金に係る不当利得返還債務及びこれに付帯して発生する民法704条前段に基づく利息債務その他クオークローンが契約顧客に対して負担する一切の債務について、控訴人がクオークローンと連帯して重疊的に債務を引き受けることを約した契約顧客を第三者とする第三者のための契約と解すべきものであり、被控訴人は控訴人と切替契約を締結した契約顧客であって本件債務引受条項における第三者に該当するものであり、上記認定の被控訴人と控訴人との間の切替契約締結等における被控訴人の行為をもって被控訴人は民法537条所定の契約の利益を享受する意思を表示したものと認めることができるから、控訴人は、被控訴人との間で切替契約を締結した平成19年7月27日の時点で、被控訴人とクオークローンの間の継続的な金銭消費貸借取引より生じた過払金に係る不当利得返還債務及びこれに付帯して発生する民法704条前段に基づく利息債務について重疊的に債務を引き受けたものと解すべきものである。

(3) そして、本件債務引受条項が控訴人と被控訴人の間に上記のとおり法律効果を発生させるものであること、上記認定のとおりクオークローンの顧客の利益の保護を図ることを本件業務提携契約の目的としていること、被控訴人とクオークローンの間の継続的な金銭消費貸借取引に係る基本契約は、同契約に基づく借入金債務につき利息制限法所定の制限を超える利息の弁済により過払金が発生した場合には他の借入金債務が存在しなければこれをその後発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含むものと解されること、被控訴人と控訴人との間の切替契約は、同契約に基づく借入金債務につき利息制限法所定の制限を超える利息の弁済により過払金が発生した場合には他の借入金債務が存在しなければこれをその後発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含むものと解されることを併せ考慮すると、被控訴人と控訴人との間の切替契約は、被控訴人とクオークローンの間の継続的な金

銭消費貸借取引により発生した過払金及びその利息について、切替契約に基づき新たに発生する借入金債務に充当する旨の合意を含むものと認めることができるものである。」

(2) 原判決10頁15行目の「(3)」を「(4)」に改める。

(3) 原判決11頁7行目の次に行を改めて次のとおり加える。

「3 引き直し計算

以上認定したところを前提に、本件取引1及び2の弁済金のうち、利息制限法1条1項所定の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当し、かつ、発生した過払金については発生した時から年5分の割合による利息が付されるものとして計算すると、本件取引1については、原判決別紙計算書1の平成21年6月11日の「残元金」欄及び「未払過払利息」欄各記載のとおり、175万5615円の過払金及び3万6904円の既発生の利息が生じており、本件取引2については、原判決別紙計算書2の同日の「残元金」欄及び「未払過払利息」欄各記載のとおり、92万8653円の過払金及び1万9042円の既発生の利息が生じていると認められる。」

(4) 上記引用部分中の各「クラヴィス」をいずれも「クオークローン」に改める（ただし、上記補正部分を除く。）。

2 当審における当事者の主張に対する判断

(1) 控訴人は、上記第2の3(1)アのとおり主張する。しかし、本件取引2は一連一体のものとして扱われるべきことは上記引用に係る原判決理由説示（補正後のもの）のとおりであるから、控訴人の上記主張は理由がない。

(2) 控訴人は、上記第2の3(1)イのとおり主張する。しかし、被控訴人は平成19年7月27日の時点で民法537条所定の契約の利益を享受する意思表示したものと認めることができることは上記引用に係る原判決理由説示（補正後のもの）のとおりであるから、控訴人の上記主張は理由がない。

3 結論

そうすると、被控訴人の請求は全部理由があるからこれを認容すべきものであり、当裁判所の上記判断と同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第21民事部

裁判官 橋 本 昌 純

裁判官 山 口 信 恭

裁判長裁判官渡邊等は、退官につき、署名押印することができない。

裁判官 橋 本 昌 純

東京高等裁判所

これは正本である。

平成22年7月15日

東京高等裁判所第21民事部

裁判所書記官 飛山 力